

**改正**

平成27年 8月26日告示第107号

座間市バス停留所上屋等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、路線バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が行うバス停留所の上屋等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

**第2条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内のバス停留所に次に掲げる要件を満たす上屋、ベンチ等を設置（増改築を含む。）する事業とする。

- (1) 構造、規模、面積、立地等について市長が適当と認めるものであること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合するものであること。

(補助対象事業者)

**第3条** 補助の対象となる事業者は、路線バス事業者とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、用地費を除き、工事費（附帯工事費を含む。）、設計費等の補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の要望)

**第6条** 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(申請書の添付書類)

**第7条** 規則第7条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係図面一式
  - (2) 建築確認通知書及び道路占用許可書の写し（道路法、建築基準法等の関係法令により許可が必要な場合に限る。）
  - (3) 賃貸借契約書等その事実を証するものの写し（補助対象事業が借地等を要する場合に限る。）
- (申請の取下げ)

**第8条** 規則第11条第1項に規定する市長の定める期日は、規則第10条に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内とする。

(実績報告)

**第9条** 規則第18条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 完成検査済証の写し
- (3) その他事業の実績を確認する上で市長が必要と認める書類

(実施細目)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年8月26日告示第107号）

この告示は、平成27年9月1日から施行する。